

信用状の差止命令

——米国統一商法典五一——一四条の規定を中心として——

桑 原 康 行

一 序

荷為替信用状（以下、信用状と略称）は、國際取引における支払手段として重要な役割を果たしている。信用状とは、発行依頼人の依頼によりかつその指図に従って行動する発行銀行が、一定の条件が充足されることを条件として、明記されている書類と引換えに、受益者に対して支払を行い、あるいは受益者の振出した為替手形の支払・引受もしくは買取を行うことを約束した書面である。

信用状取引は、少なくとも三当事者、すなわち、信用状発行依頼人（以下、依頼人と略称）・発行銀行・受益者を含み、三つの契約關係を生み出す。第一に、依頼人と受益者との間の基本契約である。基本契約は売買契約であることが多いが、請負契約等、売買契約以外の契約であることもある。第二に、依頼人と発行銀行との間の契約である。この契約で、発行銀行は受

益者に対して信用状を発行することに合意し、依頼人は信用状金額および手数料を発行銀行に支払うことを約束する。第三に、発行銀行と受益者との間の契約、すなわち信用状自体である。

このように信用状取引は、いくつかの契約關係を生ずるのであるが、これらの契約關係には書類（船荷証券・保険証券・商業送り状等）の提供という履行方法のみが適用される。信用状取引においてすべての当事者は商品の取引ではなく書類の取引を行う、といわれ、受益者が支払をうけるためには、彼の提供する書類が信用状条件に厳格に合致していなければならないのである。もし書類が信用状条件に合致しているなら、受益者は、たとえ商品に瑕疵があっても、支払を得ることができる。しかし、もし書類に瑕疵があるなら、たとえ商品自体が契約条件に適合したものであっても、支払は拒絶される。これは信用状に関する重要な原則の一つであり、厳格合致の原則と呼ばれる。

この原則はある英国判例で次のように述べられている。「ほとんど同じまたは同じようによい書類を容認する余地はない。」

書類が文面上、正規なものであり、信用状条件に合致しているようにみえるけれども、実際には偽造されたものであるとか、詐欺的なものであるとか、いうことがある。このような場合に、発行銀行は受益者に対して支払をしなければならないのか、依頼人は支払を禁止するため何らかの法的措置をとることができないのか、重要な問題として現われてくる。ところで、わが国においては、信用状に関する法律はないし、いわんやこれらの問題を取扱う法律規定も存在しない。一九三三年に國際商業

会議所によって作成され、その後数次の改訂を経て、今日、日本・アメリカを含めた多くの国々の銀行または銀行協会によって採用され、利用されている、荷為替信用状に関する統一規則および慣例 (Uniform Customs and Practice for Documentary Credits) においても、上記の問題に対処するための規定は設けられていない。

そこで、本稿は上記の問題を考察するための手がかりを得るべく、アメリカ法を検討することをその目的とするものである。本稿でアメリカ法を検討の対象としたのは、アメリカは、その統一商法典 (Uniform Commercial Code) の第五編に信用状 (Letters of Credit) に関する諸規定を設け、その一一四条で、上記の問題を取扱っているからであり、さらに、同条に関連して多くの判例が近時登場するに至っているからである。なお、五一―一四条では、依頼人が発行銀行の支払を禁止する差止命令 (injunction) という法的措置だけでなく、発行銀行の支払拒絶権・支払義務についても規定しているのであるが (詳しくは、三一 (二) 参照)、本稿では前者についてのみ検討を行った。

以下、第一に、信用状の効用を理解するため、最も重要な原則たる独立抽象性の原則について述べ (二)、次に、五一―一四条制定の基礎となった *señal* 事件をとりあげ (三一 (一))、その後で五一―一四条の規定・解釈上の問題点を指摘し (三一 (二))、最後に、本稿との関連で必要と思われる範囲で、差止命令の種類および一般的要件について言及する (三一 (三))。

二 信用状の効用と独立抽象性の原則

序で、信用状取引が書類取引であることを指摘したが、このことは信用状の独立抽象性 (autonomy) の原則と密接な関係がある。この原則は次の二つに分けられる。

第一に、信用状は、法律上、依頼人と受益者との間の基本契約から独立している。このことは、信用状統一規則、総則と定義 (c) 項において次のようにきわめて明瞭に述べられている。「信用状は、その性質上、それが売買契約またはその他の契約にもとづくものであっても、それらの契約とは別個の取引であって、銀行は、それらの契約とはなんの関係もなく、またそれらの契約によってなんの拘束もうけない。」

また、統一商法典五一―一九条も、この点に関し次のように規定している。

五一―一九、発行者のその顧客に対する債務

(一) 発行者が顧客に対して負うべき債務のうちには、誠実 (good faith) に行なうことおよび一般の銀行慣習のすべてを遵守することを含んでいるが、異なった合意のない限り次の諸項に関しては義務も責任も含まれていない。

(a) 顧客と受益者との間で基礎となっている売買契約またはその他の取引の履行

(b) ……

例えば、受益者は、提供した書類が信用状条件に合致していないなら、基本契約通りの給付を行ったことを主張して、発行

銀行から支払を得ることはできない。また、発行銀行は、信用状条件合致の書類が提供された場合には、受益者の基本契約上の債務不履行を理由として、支払を拒絶することはできない。

第二に、信用状は、法律上、依頼人と発行銀行との間の契約から独立している。信用状統一規則、総則と定義(f)項は、この点に関し、次のように規定している。

「受益者は、どのような場合でも、銀行間または信用状発行依頼人と発行銀行との間に存在する契約関係を援用することはできない。」

この(f)項の文言は、発行銀行が受益者に対し依頼人と発行銀行との間の契約関係を援用することも、禁止している趣旨に理解されるべきである。

例えば、受益者は、条件不合致の書類の受領に関する依頼人と発行銀行との間の特約を援用して、発行銀行から支払を得ることはできない。また、発行銀行は、依頼人が契約通り信用状発行の対価を供しないことを理由として支払を拒絶することはできない⁽⁸⁾。

信用状の独立抽象性の原則は、受益者および発行銀行に次のような利益をもたらす。受益者は、書類が信用状条件に合致している限り、基本契約・依頼人発行銀行間の契約上の抗弁によって信用状による支払請求権を否定されることなく、安全確実に支払を得ることができる。発行銀行は、基本契約上の抗弁にわずらわされることがなく、信用状取引を円滑に進めることができる。

しかし、受益者の発行銀行に対する支払請求が権利濫用となるような場合⁽⁹⁾、例えば、受益者の提供した書類が偽造されたものであるとか、詐欺的なものであるとかの場合にも、独立抽象性の原則を貫くことは、依頼人に不当な損害を蒙らせる結果となる。序で触れた如く、偽造書類・詐欺的書類の場合には、このような結果を避けるために、五——一四条によって差止命令が認められているのであるが、このような場合以外には、差止命令は認められないのであるうか。というのは、五——一四条が差止命令の認められる場合を限定し、偽造・詐欺的書類の場合以外には、差止命令を認めないこととしたと、解する余地があるからである。五——一四条は、偽造・詐欺的書類という最もよく問題となる場合のみを取り上げ、その他の場合をコメント・ローの規律に委ねたと考えられるから、上記の問いには否定的に答えるべきであろう⁽¹⁰⁾。

三 信用状の差止命令

(1) Stejn 事件

偽造・詐欺的書類に関し、信用状の差止命令が問題となった指導的判例として、*Stejn v. J. Henry Schroder Banking Corporation* が挙げられる。一九四一年一月七日、原告(買主)は、被告(売主)であるインドの *Transvaal Traders Ltd.* から剛毛を購入する契約を締結した。剛毛の代金を支払うために、原告は被告 *J. Henry Schroder Banking Corp.* に取消不能信用状⁽¹¹⁾を発行してもらった。*Transvaal* は船積をし、必要な書類

を入手し、Chartered Bank に手形代金の取立を委任した。Chartered Bank は書類と手形とを Schroder に提示した。その提示前に、牛の毛やがらだが船積されたことを、原告は知ったので、Schroder の手形の支払差止命令を申立てた。

裁判所は、信用状が売買契約から独立していることを指摘した後で、次のように述べている。「手形と書類とが支払のため呈示される以前に、売主の詐欺が銀行に知れた場合には、信用状発行銀行の債務の独立性の原則は、悪意の (unscrupulous) 売主を保護するために拡大されるべきではない。」

さらに裁判所は、次の二点を述べて、Schroder の手形支払を差止めた。すなわち、第一に、信用状発行の主たる要因は原告の信用状態であるけれども、商品によって提供される担保も考慮に入れるべきこと、第二に、Chartered Bank は手形の善意有償取得者ではなく、Transsea のための取立委任をうけた者にすぎないことである。

(一) 統一商法典五——一四条

Stecher 事件を基礎として、統一商法典五——一四条は、作成された。本条は、以下のように規定している。

(一) 発行者は、関係信用状の条項〔条件・筆者注〕に合致している限り、商品または書類が顧客と受益者との間の基礎となつてゐる売買契約またはその他の契約に合致しているか否かにかかわらず、為替手形または支払請求書の支払・引受を行なわなければならない。

(二) 異なつた合意のないかぎり、書類がその文面上信用状

条項に合致しているとみられるが、ある要求された書類が、偽造されたものであるとか、詐欺的なものであるとか、あるいは取引上詐欺があるという場合には、

(a) 発行者は、もし買取銀行またはその他の手形または支払請求書の所持人より支払・引受が要求された場合には、手形または支払請求書に対し支払・引受を行なわなければならない。

(b) その他すべての場合においては、顧客に対しては、善意で行動している発行者は、書類の文面上では明らかでない詐欺・偽造・変造またはその他の瑕疵について顧客より通告があつても、手形または支払請求書に対し支払・引受を行なつて差支えない。しかし特定の管轄権を有する裁判所はそのような支払・引受を差止めることができる。

五——一四条は、その(一)項で信用状の独立抽象性の原則を確認しており、その(二)項で偽造・詐欺的書類の場合に、発行銀行の支払拒絶権・支払義務について、さらに、差止命令の可能性について規定しているわけである。(二)項(b)においては、依頼人が発行銀行の受益者に対する支払を禁止する差止命令のみが定められており、依頼人が受益者の信用状利用を禁止する差止命令は定められていない。

五——一四条の解釈上、判例・学説で議論の対象になつてゐるのは、次の二点である。第一に、「詐欺」とは何か、ということであり、第二に、取引における詐欺というフレーズの「取

引」とは何を意味するのか、ということである。

詐欺とは何かについては二つの見解が対立している。第一の見解は、「詐欺とは、他人から利得するための悪意不実表示という要素を含むものである、と一般に考えられている。」との判示に代表されるように、受益者の悪意不実表示を詐欺と考える見解である。これに対して、第二の見解は、「詐欺には・筆者注」：欺罔したり不実表示したりしようとすることは必要要素ではない」とするような、詐欺となるためには、受益者の善意不実表示で足りるとする見解である。

善意不実表示は、真実でない事実を真実であると信じてなす不実表示であるのに対して、悪意不実表示は、(一)表示が真実でなく、且つ表示者がその事実でないことを知ってなす表示、(二)表示者が真実であると信じていないにも拘らず、これを敢えてなす表示、(三)表示者が表示の真実、不真実に全く頓着なく不注意にする不実表示、のいずれかをいう。

信用状の効用は、受益者が基本契約等の抗弁を対抗されることなく、支払を安全確実に得ることができるにあるから、単なる善意不実表示をもって詐欺となすならばその効用は失なわれてしまう。それ故、第一の見解に賛成すべきであり、学説上もこの見解が多数説といえる。

次に検討すべきなのは、取引における詐欺というフレーズの「取引」の意味如何である。この点に關しても判例・学説上、見解が対立している。取引を提供書類であるとする第一の見解と、取引には基本契約も含まれるとする第二の見解とがある。

第一の見解は次の点をその理由とする。⁽²²⁾すなわち、基本契約をも取引に含めると、差止命令の可能性が増え、信用状の効用がそこなわれる恐れがあること、取引における詐欺というフレーズは、提供書類が詐欺的であるという表現の余分な言い換えにすぎぬこと、である。第二の見解は、次の点をその理由とする。すなわち、受益者が基本契約上詐欺を行った場合にまで、受益者を保護すべき理由はないこと、提供書類の詐欺のみが、差止命令の根拠となるなら、取引における詐欺という表現を加えるまでもないこと、である。

第一の見解によると、裁判所は、詐欺の有無を判断するためには提供書類を検討するだけでよい。もちろんもし書類が基本契約上の給付について述べているなら、裁判所は受益者の基本契約上の給付を調査しなければならない。⁽²³⁾これに対して、第二の見解によると、裁判所は依頼人の詐欺の主張に基づいて基本契約を直接に調査することができる。⁽²⁴⁾基本契約の調査は書類上の表示によって制限されないわけである。

取引における詐欺という表現の取引の意味如何については前述したような見解の対立があり、いずれの見解がより支配的であるともいいえない状況にある。

(三) 差止命令の種類・一般的要件

偽造書類・詐欺的書類の提供の場合に限らず、それ以外の、受益者の支払請求が権利濫用となる場合にも、依頼人は差止命令付与の申立を行うであろうが、その際、その付与のためには差止命令の一般的要件が充足されなければならない。偽造・詐

欺的書類のケースのみを定める五——一四条は、「特定の管轄権のある裁判所は、そのような支払・引受を差止めることができる」とするのみで、この点については全く触れていない。

そこで、本稿で必要と思われる範囲で、以下に、差止命令の一般的要件を検討するが、その前に、差止命令の種類について述べておきたい。

差止命令には、永久的差止命令 (permanent injunction, perpetual injunction) と中間的差止命令 (interlocutory injunction) とがある。永久的差止命令とは、申立人の権利の存在について最終的な判断をし、その権利に対する侵害を排除するために、一定の行為をしないこと (又はすること) を確定的に命ずる差止命令である。この種の差止命令はその効力が通常永久的 (perpetual) である。これに対して、中間的差止命令は、予備的差止命令 (preliminary injunction) または暫定的差止命令 (temporary injunction) とも呼ばれ、当事者の権利関係について、暫定的に一定の行為をしないこと (又はすること) を命ずる差止命令であって、事態を現状 (status quo) のままに維持することを目的とするものである。

なお、中間的差止命令の中に暫定的制止命令 (temporary restraining order) と呼ばれるものがある。この暫定的制止命令は、相手方に通知することなく申立人一方だけの申立によって与えられる点、および極めて短期間 (十日間) 効力をもつにすぎない点に、その特徴を有する。

信用状の差止命令手続において最もよく利用される種類の差

止命令は、中間的差止命令である。それでは中間的差止命令が付与されるためには、いかなる要件を充足することが必要なのであろうか。Outlander Man v. Citibank N. Y. ではこの点につき次のように述べている。「予備的差止命令の申立の際には、裁判所は、申立人〔依頼人・筆者注〕に、本案訴訟での勝訴の可能性、差止救済が付与されない場合に、回復不能の損害を生ずる可能性、便宜の均衡において申立人のまづかること、を立証せねばならない (Albino, v. Soloff Associates, 37 A. d. 2d 835)。」と。

すなわち、本件では差止命令が付与されるためには、三つの要件が満たされることが必要であるとされている。まず第一に、本案訴訟において主張している権利を確定的に証明する必要があるが、本案訴訟で勝訴判決を得る見込みがあること。第二に、中間的差止命令が拒絶された場合、申立人に回復不能の損害が生ずること。第三に、もし差止命令が与えられず、かつ本案訴訟で申立人が勝訴した場合に、申立人が蒙る損害と、差止命令が与えられ、かつ本案訴訟で相手方が勝訴した場合に、相手方の蒙る損害を比較考量し、前者がより大であること。

これらの要件のうち、第二の要件については多少の説明を要する。回復不能の損害が生ずることという要件は、コモン・ロー上の救済方法が不適切 (inadequacy) であることという差止命令一般の要件から導き出される。中間的差止命令の場合、コモン・ロー上の救済方法とは損害賠償であるとされているので、コモン・ロー上の救済方法が不適切であることは、損害賠償

によって適切に救済されない損害、すなわち、回復不能の損害 (irreparable harm, irreparable damage) が生ずることを意味する。

信用状の差止命令手続で回復不能の損害か否かが問題となった例として、次の三つが挙げられる。(一) 受益者の支払不能、(二) 発行銀行の不当支払に対して、依頼人に与えられる損害賠償額の不明確さ、(三) 依頼人が受益者所在国で涉外的訴訟を提起しなければならないこと。これらの三つのうち、(一)のみが回復不能の損害である、とされている⁽²⁸⁾。

前掲 Outlander Man v. Citibank N. A. 事件では、差止命令付与の要件として三つの要件が挙げられていたわけであるが、それらの要件以外にも必要な要件がある⁽²⁹⁾。その中から、信用状差止命令との関連で問題となった要件についてみてみよう。差止命令は衡平法上の救済方法であって、衡平法上の救済を受けるについて、申立人の行動に瑕疵があってはならない。したがって、申立人が受益者の発行銀行に対する信用状上の支払請求権の存在を認めるような行動をとった後で、その信用状の差止命令を申立てても、差止命令は拒絶されてしまう⁽³⁰⁾。

最後に指摘すべきことは、依頼人が発行銀行の受益者に対する支払の禁止を求める差止命令手続において、受益者が不可欠当事者 (indispensable party) であるか否か、ということである。五——一四条はこの問題についていかなる立場をとるのかわ明らかではない。この問題は、手続的側面を有するが故に、各州法の規律に委ねられたものと考えられることもできよう⁽³¹⁾。ニュー

ヨーク州では、受益者が不可欠当事者か否かは、彼が Civil Practice Art 一九三条にいう不可欠当事者であるか否かによって判断される。同条によれば、不可欠当事者とは、「その欠席が争点の有効な解決を妨げ、その利害関係が分離できず (whose interests are not severable)、裁判所で当事者間に下された判決によって不利益をうける者である」。

永久的差止命令の場合とは異なり、中間的差止命令の場合には、受益者は同条にいう不可欠当事者ではないとの見解が有力なようである⁽³²⁾。しかし、受益者を同条にいう不可欠当事者と解すべきか否かは難しい問題であるので、五——一四条にこの点に関する規定を設けることが望ましいのではなからうか。

四 結び

以上、米国統一商法典五——一四条を中心として、信用状の差止命令を考察した。わが国でアメリカ法の差止命令と同様な機能をいとなんでいる制度として、仮処分制度があげられよう。このことから考えると、ドイツの仮処分 (Einstweilige Verfügung) 制度を検討した方がわが法の解釈にはより有益であろうが、ただ信用状の独立抽象性の原則の限界との関連で、五——一四条の、詐欺を書類上に現われているものに限るか否かという議論は、わが法の解釈にとっても、参考とすべき余地があるのではなからうか。

(1) 実際の信用状取引においては、これら三者以外に、通知銀行・確認銀行・買取銀行等多くの当事者が関係するこ

とが多いが、本稿では、本文中で述べた三者以外の当事者については考察しなかった。

- (2) 以下、基本契約は売買契約であることを念頭において説明する。

- (3) *Equitable Trust Co. of New York v. Dawson Partners Ltd.* (1927) 27 Ll. L. R. 49 at 52.

- (4) 本稿で参照したのは、その一九七四年改訂条文であつて、以下に引用する同規則の日本語訳は、国際商業会議所日本国内委員会の訳である。なお、以下、荷為替信用状に関する統一規則および慣例を信用状統一規則と略称する。

- (5) アメリカ統一商法典第五編が、その適用範囲に関する五—〇二条の文言から明らかであるとあり、荷為替信用状 (Documentary Letters of Credit) だけでなく、その他の信用状にも適用される諸規定であることは、注意されなければならない。近時、五—一四条に関する判例が急増したのは、依頼人の債務不履行の場合に、発行銀行が保証債務を履行することを約束した保証信用状の利用が増加したと密接な関連がある。これら二種の信用状を同じ様に取扱いうるかは一個の問題であるが、本稿の目的と直接関係がないので、ここではこれ以上触れない。この問題に関しては、Note: Letters of Credit. Injunction As an Remedy for Fraud In U. C. C. Section 5—114, 63 Minn. L. R. 487, 494—497 (1979) 参照。なお、村田博積「イラン革命による信用状の差止—スタンダードバイ信用状の諸問

題」大阪商業大学論集六〇号一五七頁(昭和五六年)も参照。

- (6) 本条および三—(二)で掲げる五—一四条の訳は、小峯登『一九七四年信用状統一規則(上)—逐条解説とその問題点—』(昭和五二年)一〇頁および一一〇頁による。なお五—一〇九条にいう顧客とは依頼人のことである。

- (7) 信用状の基本契約からの独立抽象性を認めた判例として、*Old Colony Trust Co. v. Lawyer's Title & Trust Co.* 297 F. 152 (2d Cir.) cert. denied 265 U. S. 585 (1924); *Maurice O'Meara Co. v. National Park Bank* 239 N. Y. 386, 146 N. E. 636 (1925); *Dulien Street Products Inc. of Washington v. Bankers Trust Co.* 189 F. Supp. 922 (1960) affirmed 298 F. 2d 836 (1962) など。

- (8) 信用状の依頼人・発行銀行間の契約からの独立抽象性を認めた判例として、*North American Manufacturers Export Associates, Inc. v. Chase National Bank of City of New York* 77 F. Supp. 55 (1949); *Kingdom of Sweden v. New York Trust Co.* 197 Misc. 431, 96 N. Y. S. 2d 779 (1949) がある。

- (9) この点につき詳しくは、小峯・前掲注(6)九一頁以下参照。

- (10) 具体的にいかなる場合に権利濫用となるかも検討を要すべき問題であるが、本稿では取り扱わず。

- (11) Cf. 2 N. Y. Law Revision Commission, Study of the Uniform Commercial Code 1569, 1654—58 (1955). など

五—一〇二条 (三) 項も参照。

- (12) 177 Misc. 719, 31 N. Y. S. 2d 631 (Sup. Ct. 1941).
- (13) 取消不能信用状 (irrevocable letters of credit) とは、一たび発行して之を受益者に通知した以上受益者を含めた関係当事者の同意がなくては、取消することができない信用状をいう。信用状の差止命令が問題となるのは、この種の信用状である。

- (14) 177 Misc. 721—22, 31 N. Y. S. 2d 634 (Sup. Ct. 1941).

- (15) Id. at 635.

- (16) 手形を善意有償で取得した者がいるときは、もはや差止命令は付与されないのであるが、このことは、本稿の検討範囲外であるが、これ以上触れなす。

- (17) West Virginia Housing v. Stroka Development Fund, 415 F. Supp. 1107, 1114 (W. D. Penn. 1976).

- (18) Dynamics Corp. of America v. Citizens & Southern National Bank 356 F. Supp. 991, 998 (N. D. Ga. 1973).

- (19) Note, supra note 5 at 497—500.

- (20) Harfeld, Enjoining Letters of Credit Transactions, 95 Banking L. J. 596, 605 (1978).

- (21) Kozolchyk, Letters of Credit, International Encyclopedia of Comparative Law, Vol. IX Chapter 5, 119—20 (1979).

- (22) Cf. Note, supra note 5 at 503—04 506—07.

- (23) Cf. Id. at 503—05.

- (24) 例えば、提供された書類に五〇箱の剛毛が引渡されたと書かれているなら、第一の見解においても、裁判所は基本契約上の給付を調査しなければならぬ。

- (25) 例えば、提供された書類上に五〇箱が引渡されたことのみ記載されているにすぎないとしても、第二の見解によれば、基本契約の調査が可能である。

- (26) 差止命令の種類・一般的要件につき、詳しくは、田中和夫「英米法における Injunction」保全処分の体系上巻吉川大二郎博士還暦記念七六頁 (昭和四〇年) および、柳川俊一『英米法における仮処分 (Injunction) の研究』司法研究報告書第九輯第二号 (昭和三十一年) を参照。

- (27) N. O. R. No. 22789/76 (Sup. Ct. N. Y. County, April 25, 1977). 但し、Harfeld, supra note 20 at 612 以下で、これに用いるの許しは認められぬ。

- (28) Note, supra note 5 at 503; Kozolchyk, supra note 21 at 127; 2 N. Y. Law Revision Commission, supra note 11 at 1667—69 (1955).

- (29) 詳しくは、前掲注 (26) の文献参照。

- (30) Cf. Kozolchyk, supra note 21 at 129; Discount Records Ltd. v. Barclays Bank Ltd. [1975] 1 Lloyd's Rep. 444 (Ch.).

- (31) 2 N. Y. Law Revision Commission, supra note 11 at 1670.

(32) Id. at 1668 による。

(33) Id. at 1669—70.

(34) Id. at 1670. なお、不可欠当事者法則は多くの批判をうけるに至り、同法則を規定していた連邦民事訴訟規則の

一九条は、一九六六年に改正されている。この点につき詳しくは、高橋宏志「必要的共同訴訟論の試み(一)」法学協会雑誌九二巻五号一八頁(昭和五十年)参照。

(一橋大学大学院博士課程)